

## 部会資料20-1, 21-1, 22-1及び23からの主な変更点

(前注1) 部会資料20-1の第1の1を(前注1)に変更。なお、目的規定の要否及びその内容については、最終的な規律全体の内容を踏まえて検討する必要があるために、同資料20-1の第1の2「目的」を削除。

(前注3)「家事審判法」との題名について、検討することを追加

### 第1 総則

#### 4 管轄

- ・「管轄裁判所」を「管轄家庭裁判所」に変更

#### 5 裁判所職員の除斥及び忌避

##### (1) 裁判官の除斥

- ・「審判を受けるべき者」の説明を(注1)で記載
- ・「審問」の説明を(注2)で記載

##### (4) 簡易却下手続

- ・簡易却下をする主体を(注1)で説明的に記載することとして、これに関する本文の記載を削除(非訟と同様)

##### (7) 家事調停官

- ・家事調停官の除斥及び忌避の記載を総則に記載することとして、第5の10(家事調停官)から移記。家事調停官に対する忌避の申立てを簡易却下する主体を注記

##### (8) 参与員への準用

- ・簡易却下をした場合の効果を②のただし書に記載
- ・簡易却下する主体を(注)で説明的に記載

##### (9) 家事調停委員への準用

- ・【乙案】について、簡易却下を行った場合の効果を②のただし書に記載

- ・【丙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の实质を記載することとして表現を修正

(11) 家庭裁判所調査官への準用

- ・【乙案】について、簡易却下を行った場合の効果を②のただし書に記載
- ・【丙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の实质を記載することとして表現を修正

6 当事者能力及び手続行為能力等

(2) 手続行為能力及び法定代理

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則

- ・ウ①において、「審判に対する抗告について」を「抗告について」に変更（非訟と同様）

(5) 法定代理権の消滅の通知

- ・両案併記に変更

(6) 制限行為能力者の代理人等

- ・これまで（2）エで記載していたものを独立の項目に変更。その上で、第4の各則との関係を説明。イについても、それに併せて変更

7 参加

(1) 当事者参加

- ・④について、参加の申出又は参加の申立てを却下する裁判があること及び参加の申出を却下する裁判に対して即時抗告をすることができるものとするをより明確にするために、表現を修正（非訟と同様）
- ・当事者として参加した者が当事者として扱われること等をより明確にするために、（注1）を追加（非訟と同様）
- ・当事者参加と即時抗告の関係をより明確にするために、（注2）を追加
- ・（注3）で、審問を受けるべき者の説明を追加

(2) 利害関係参加

- ・ア②について、「結果について利害関係を有する者」を「結果について重大な利害を有する者」に変更（非訟と同様）
- ・ア④について、参加の申出又は許可の申立てを却下する裁判があること及び参加の申出を却下する裁判に対して即時抗告をすることができるものと

することをより明確にするために、表現を修正（非訟と同様）

- ・利害関係参加人の法的地位等をより明確にするために、イの本文の表現を修正し、（注1）を追加（非訟と同様）
- ・利害関係参加と即時抗告の関係をより明確にするために、（注2）を追加（後注）
  - ・当事者となる資格を有する者の取扱いをより明確にするために、（後注）を追加（非訟と同様）

## 8 脱退

- ・脱退の規律を置くことを前提とした記載を変更し、規律を置くかどうかについてはなお検討するものとするに変更
- ・調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則については、他方当事者の同意の問題もあるから、（注）において記載することに変更。それに伴い、両案併記をやめて、現在の案のように変更

## 9 任意代理人

### (2) 任意代理権の範囲

- ・②のただし書「家事調停事件の申立てについて」を、「家事調停事件の手續の追行について」に変更

### (6) 任意代理権の不消滅

- ・②について、亀甲括弧を外した。
- ・（注）で、任意代理権の不消滅が法令により手續を続行する資格のある者がいることを前提としていることの説明を追加

### (7) 任意代理権の消滅の通知

- ・両案併記に変更

## 10 手續費用

### (1) 手續費用の負担

- ・②の規律により手續費用を負担させることができる者を、「当事者、利害関係参加人又は関係人」に変更。(2)及び(7)の各乙案①も同様

### (2) 手續費用の負担の裁判

- ・手續費用の負担を命ぜられた者であって、不服申立ての手段を有しないものについて、手續費用の負担の裁判に対する即時抗告権を認めることをな

お検討する旨の（注）を追加

(3) 調停が成立した場合の負担

- ・①の手續費用について、付調停前の家事審判事件における審判費用も含む旨の括弧書きを追加
- ・②全体に付していた亀甲括弧を削除するとともに、「なお検討する」旨の記載を削除

(4) 費用額の確定手續

- ・異議の申立てに執行停止効を認めた(5)ことから、⑧の規律を追加。これに伴い、(6)、(7)③及び(8)②に、(4)⑧の準用を追加

(7) 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い

- ・①の前段について、「家事事件が審判及び調停によらないで完結したとき」の後の括弧書きを削除
- ・①の後段について、参加の申立ての取下げがあった場合を追加
- ・従前の②（「①の申立てについての裁判に対しては、(1)①及び②の規律を準用するものとする。」）について、規律がなくても当然(1)の規律が適用になるので削除

(10) 手續上の救助

- ・従前のアの①のただし書（「ただし、家事事件の申立てが不当な目的でされたとき、その他救助を求める手續行為が誠実にされたものでないときは、この限りでないものとする。」）を削除し、手續上の救助の濫申立ては認めない前提で、その実質を①の（注）に記載

11 審理手續

(7) その他

- ・通訳人の立会等について、記載を追加

12 裁判資料

(2) 当事者の役割

- ・末尾の表現について、「協力しなければならない」等の選択肢を掲げていたのを「協力するものとする」として修正

(5) 証拠調べ

- ・証拠調べの項の末尾にあった（注）をアの後ろに移記

イ 裁判所外における証拠調べ

- ・表題を「証拠調べの囑託」から「裁判所外における証拠調べ」に変更

ウ 当事者本人の出頭命令等

- ・③において、当事者の宣誓又は陳述拒絶について、過料の制裁を追加

エ 文書提出命令等に従わない場合

- ・表題の「文書提出命令等に対して」の「対して」を削除

15 子の意見表明

- ・③において、部会資料23の「第1 子の保護者」における議論を踏まえ、子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者についての記載を追加。(注2)も同様

第2 家事審判に関する手続（総則）

1 通則

(1) 参与員

イ 参与員による説明の聴取

- ・参与員による報告の方法について、従前の記載を改め、なお検討するものとして、(注)に記載

(3) 手続の〔受継〕

- ・〔受継〕の亀甲括弧の意味を(前注)で説明

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

- ・当事者の死亡等により手続が中断しないこと等をアの(注)に記載し、「手続の中断」については独立した項目としないことに変更
- ・③について、受継の申出又は受継の申立てを却下する裁判があること及び受継の申出を却下する裁判に対して即時抗告をすることができるものとするをより明確にするために、表現を修正

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

- ・〔受継〕がない場合には事件が終了することを(注)に記載

(4) 調書の作成等

- ・意味内容を明確にするため、①ただし書の「審問の期日については」を「証

拋調べの期日を除いては」に変更

- ・「期日」の説明を（注1）として追加
- ・審問は①の規律によることを，（注3）として追加

(5) 記録の閲覧等

ア 記録の閲覧等の要件等

- ・⑤に相当する規律が，従前は①ただし書にあったのを別項建てに修正
- ・②の前段と後段の間に「この場合において，」を加筆
- ・③のただし書の規律全体を亀甲括弧に入れた上で，（注）において，例外として列挙する規律の内容等について，なお検討する旨を追加
- ・当事者としてすることができる記録の閲覧等を利害関係参加人もすることができる旨を，末尾の（注）として追加

イ 即時抗告

- ・【丙案】の趣旨をより明確にするために，表現を修正

2 家庭裁判所の手続

(2) 家事審判事件の申立て

ア 申立ての方式

- ・電子情報処理組織による申立て等については，非訟事件手続法と同様の手当てをする旨を（注）として追加

イ 併合申立て

- ・【甲案】のただし書から，「審判を求める事項が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づく」を削除
- ・【乙案】について，従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが，その趣旨の実質を記載することとして，表現を修正

ウ 裁判長の申立書審査権

- ・①の亀甲括弧に入れていた「申立書の送付に要する費用」を納付しない場合の手当てを，なお検討するものとして，（注）に移記
- ・申立人が正当な理由なく相手方の不正確な住所の記載について補正命令に応じない場合や，呼出費用の予納がない場合等の対応について，なお検討する旨の記載を（注）として追加

(3) 裁判長の手続指揮権

- ・ 釈明について，(注)を追加
- (5) 電話会議システム等
- ・ ②において，期日に出頭しないで手続に関与した者についての規律を追加
  - ・ 証人尋問等の証拠調べについては電話会議システム等に関する(5)の規律を適用しないことを，(注)として記載
- (6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則
- イ 陳述聴取
- ・ 表題を「必要的審尋」から「陳述聴取」に変更
  - ・ 【甲案】の(注)として，当事者の審問の申立権につきなお検討する旨の記載を追加
- カ 審判日
- ・ 両案併記をやめ，実質を記載
- キ その他
- ・ 従前は「オ 当事者照会制度」としていた記載を，「キ その他」の項目に移記
- (7) 裁判
- ア 審判
- ・ 「(ア) 終局審判」の①及び③の「裁判」を「審判」にそれぞれ修正
  - ・ 「(イ) 中間審判」の①の「裁判」を「審判」に修正
  - ・ 「(ウ) 自由心証主義」の「手続の全趣旨」を「審判手続の全趣旨」に修正
  - ・ 「(エ) 審判の告知」の「申立人，相手方及び参加人」を「当事者及び利害関係参加人」として用語を整理し，当事者参加人が「当事者」に含まれる旨の(注)を追加
  - ・ 「(ク) 終局裁判の脱漏」の従前の②の後段（「この場合においては，第1の12(1)①及び②の規律を準用するものとする。」）を削除し（規律がなくとも第1の10(1)①②が当然適用になるため），②及び③の亀甲括弧の趣旨を説明する(注)を追加
- イ 審判以外の裁判

- ・「(ア) 審判の規律の準用」で、アの規律の準用の例外に(オ)ただし書  
　(「ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければ効力  
　を生じないものとする。」)を追加

(8) 裁判の取消し又は変更

ア 審判の取消し又は変更

- ・従前③として本文に掲げていた取消し又は変更の場合の陳述聴取の規律  
　についての記載を(注)として記載

イ 審判以外の裁判の取消し又は変更

- ・(イ) 全体に付していた亀甲括弧を削除

(9) 取下げによる事件の終了

ア 取下げの要件

- (イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

- ・【丙案】の規律を追加

3 不服申立て

(1) 審判に対する不服申立て

- ・従前の「ア 不服申立ての対象」で規律していた内容を、「イ 即時抗告」  
　の(ア)で規律することに変更

ア 抗告審の手続

- ・不利益変更に関する(前注)を追加
- ・「(ア) 抗告裁判所の判断を受ける裁判」の本文中、「審判」を「裁判」  
　に修正(2か所)
- ・「(カ) 抗告があったことの通知」のaについて、【甲案】の「原審の本  
　案裁判を取り消す場合には」に代えて、ただし書を挿入し、【乙案】の  
　「遅滞なく」を削除。(注)が甲案及び乙案に共通の問題であることを  
　明確にするため、表現を修正
- ・「(カ) 抗告があったことの通知」のbについて、aと同様に甲案及び乙  
　案の両案併記とすることに変更
- ・(キ)の表題を「陳述聴取」に変更し、bの(注1)について甲案及び  
　乙案に共通の問題であることを明確にするために表現を修正するととも  
　に、利害関係参加人の取扱いを明確にするための(注2)を追加

- ・「(シ) 抗告権の濫用に対する制裁」の④の「抗告裁判所」を「抗告裁判所である最高裁判所」に修正
- ・(ス) の表題のうち「原審の審判」を「原審判」に修正
- ・「(ソ) 事件の差戻し」の①及び②につき、従前の「事件につき更に原裁判所で審理をする必要が」を「事件につき更に審理をする必要が」にそれぞれ修正
- ・(タ) の表題を「審判に代わる裁判」から「抗告裁判所による審判」に修正

#### イ 即時抗告

- ・「(ア) 即時抗告の対象」を追加
- ・「(ウ) 家庭裁判所による更正」の【乙案】のただし書について、趣旨を明確にするため、「この限りでないものとする」を「更正することができないものとする」に修正

#### ウ 特別抗告

- ・「(ウ) 審判の執行停止」を追加
- ・「(キ) 調査の範囲」について、従前の「不服の申立てがあった限度においてのみ」を、「抗告状又は抗告理由書に記載の特別抗告の理由についてのみ」に変更
- ・「(ケ) 職権調査事項についての適用除外」の「裁判所が職権で調査すべき事項」の亀甲括弧を削除
- ・「(コ) 破棄差戻し等」の①のうち「原裁判」を「原審判」に、②のうち「裁判」を「審判」に、「原裁判」を「原審判」に、それぞれ修正

#### エ 許可抗告

- ・「(ア) 許可抗告の対象等」の④について、ウ(カ)（「原裁判所による特別抗告の却下」）の準用を削除
- ・「(ウ) 抗告許可があった場合の手続」の④について、ウ(ウ)（「審判の執行停止」）の準用を追加

### (2) 審判以外の裁判に対する不服申立て

#### イ 即時抗告期間

- ・「審判の告知」を「裁判の告知」に修正

- エ 抗告審の手續，即時抗告，再抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用
- ・(1)アの準用から(カ)（「抗告があったことの通知」）及び(キ)（「陳述聴取」）を除外

#### 4 再審

- ・審判に対する再審と審判以外の裁判に対する再審とを併せた規律に変更し，「確定した審判」を「確定した終局裁判」に変更
- (1) 再審の事由
- ・「確定した終局裁判」の趣旨を明確にするため，(前注)を追加
  - ・①のただし書の「当事者」を「再審の申立人」に変更
  - ・①のjの表現を「裁判の結果」に修正
  - ・③について，「審判」を「終局裁判（抗告状を却下した場合及び抗告申立てが不適法であることを理由に抗告を却下した場合を除く。）」に変更
- (11) 執行停止の裁判
- ・規律全体を追加

### 第3 審判前の保全処分に関する手續（総則）

(前注)における第2「家事審判に関する手續（総則）」の規律の準用から2(6)（「調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則」）を除外

#### 1 通則

- (2) 記録の閲覧等
- ・従前の①及び②を一つにまとめて規律
  - ・調書の作成等について所要の手当てをする旨の(注)を追加

#### 2 保全処分

##### (2) 審理手續

##### ウ 審判

(ウ) 審判の効力及び執行

- ・①の「審判を受ける者又は申立人」について，例外は各則で規律することを前提に，「これ（審判）を受ける者」に変更

##### エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則

- ・読み替えについては、補足説明においてその趣旨を記載することを前提に記載を削除

(3) 即時抗告

イ 即時抗告に伴う執行停止

- ・申立人の疎明義務と執行停止の裁判との関係を整理するために、①及び②の規律の順序を入れ替え、表現を整理

第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）

（前注）従前，（前注1）として，各則の「参加」について説明を加えていたが，その趣旨は個別に説明を加えることを前提に，記載を削除

1 成年後見に関する審判事件

(5) 審判の告知等

ア 後見開始の審判事件における成年被後見人となるべき者に対する告知〔通知〕の特則

- ・（前注）において，特則の意味について説明を付加
- ・（注1）において，「告知〔通知〕」としていることの意味を注記

(7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 後見開始の審判事件

- ・【乙案】について，従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが，その趣旨の実質を記載することとして表現を修正

イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

- ・【甲案】の亀甲括弧の意味（取下げ制限を受ける者を限定するか否か）を注記

(8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査

- ・成年後見人解任事由の報告等について注記

(9) 審判前の保全処分

ア 後見開始の審判事件を本案とする保全処分

（ア）保全処分の内容

- ・①及び②の亀甲括弧の意味を注記

（ウ）審判の告知及び効力発生時期の特則

- ・(注2)において、即時抗告期間の起算点の特則について記載を追加  
(家審規則第23条第5項と同趣旨)

イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

- ・(注2)について、従前の(注)について問題の実質が分かるようにして記載を変更

2 保佐に関する審判事件

(1) 管轄

- ・ただし書に付していた亀甲括弧を削除

(5) 審判の告知

- ・dについて、「[民法第14条第1項]」を「民法第14条第1項及び第19条」に変更

(7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 保佐開始の審判事件

- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の実質を記載することとして表現を修正

イ 保佐人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

- ・【甲案】の亀甲括弧の意味（取下げ制限を受ける者を限定するか否か）を注記

(9) 審判前の保全処分

ア 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

- ・①及び②の亀甲括弧の意味を注記

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

- ・(注)において、即時抗告期間の特則について記載を追加（家審規則第30条第4項と同趣旨）

3 補助開始に関する審判事件

(1) 管轄

- ・ただし書に付していた亀甲括弧を削除

(5) 審判の告知

- ・ d について、「〔民法第18条第1項又は第3項〕」を「民法第18条第1項若しくは第3項又は第19条」に変更

(7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 補助開始の審判事件

- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の実質を記載することとして表現を修正

イ 補助人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

- ・【甲案】の亀甲括弧の意味（取下げ制限を受ける者を限定するか否か）を注記

4 失踪の宣告に関する審判事件

(2) 審判の告知

- ・ (前注) で、(2) 本文の趣旨を説明

(4) 公示催告手続

- ・ (注1) で、公告の方法について注記（家審規則第21条参照）

(5) その他

- ・ 従前「手続行為能力」として独立した項目としていたが、なお検討するものとしていたことから、「その他」として記載することに変更

5 財産の管理に関する審判事件

(1) 管轄

- ・ ④について、(注)において亀甲括弧の趣旨について説明
- ・ ⑤について、遺産の管理に関する処分の審判事件は、廃除に関する審判事件が現に係属している裁判所で行うのが相当と考えられることから、その管轄を、廃除に関する審判事件に係属している裁判所に変更
- ・ 従前の⑦（民法第936条第1項の規定による相続財産の管理人の選任の審判事件）について、管理人の選任は、限定承認の申述を受理した裁判所が保全的処分として職権とするものであり、その管轄は(3)により明らかなので、削除

(3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任

- ・ 従前は、抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にはその第一審裁判所である家庭裁判所が管理人を選任するものとしていたが、限定承認の申

述を受理した裁判所が保全的処分として職権であるものであり、管理人の選任のみ家庭裁判所の管轄とすることも手続が複雑になるおそれがあることから、限定承認の申述を受理した抗告裁判所が選任することに変更

(4) 不在者財産管理人等の権利義務

ウ 財産状況の報告及び担保等

- ・従前は①の後段において、「不在者又は第三者が置いた管理人についても同様とするものとする」として、第三者が置いた管理人についても財産状況の報告等を命ずることができることとしていたが、誤りであるので、「第三者」を削除
- ・従前の⑦及び⑧を（注）に移記

(6) その他

- ・従前は「(4) 審判の告知〔通知〕」として記載していた事項を（注）に移記

6 婚姻に関する審判事件

- ・民法第808条第2項及び第817条において準用する同法第769条第2項の規定による系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件についての規律を、「7 親子関係の審判事件」の(4)へ移記
- ・夫婦の財産管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とするか否かについては、なお検討することに変更し、その旨を（前注）に記載

(2) 手続行為能力

- ・①のうち、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件においては申立人又は相手方となるべき者は行為能力がない限り手続行為能力がないものとするのが相当であると考えられるため、意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとする事件から削除
- ・従前、「(3) 参加」（注）に記載していた子の参加について、問題点が分かるように記載を変更した上で、手続行為能力の（注）として記載することに変更

(3) 陳述聴取

- ・15歳未満の子の陳述聴取等について記載した（注1）を追加

- ・従前の①（夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件）の内容を（注2）に記載

(5) 即時抗告

エ 離婚等の場合における系譜，祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件

- ・即時抗告権者を「当事者」から「婚姻の当事者その他の利害関係人」に変更

(6) その他

- ・夫婦財産契約による管理者の変更等の審判事件を，調停をすることができない事項についての審判事件とするか否かなお検討することとしたことに伴い，従前の「(5) 共有財産の分割の処分」を削除し，（注3）に記載

(7) 審判前の保全処分

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件等を本案とする保全処分

- ・亀甲括弧の意味を注記

イ 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分

- ・「(ア) 保全処分の内容」の①及び②の亀甲括弧の意味を注記

ウ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件を本案とする保全処分

- ・「(ア) 保全処分の内容」中の亀甲括弧の意味を注記
- ・「(イ) 陳述聴取」に，15歳未満の子の陳述聴取等について記載した（注1）を追加

7 親子関係の審判事件

(2) 養子をするについての許可の審判事件

イ 手続行為能力

- ・従前，「ウ 参加」（注）に記載していた養子となるべき者の参加について，問題点分かるように記載を変更した上で，手続行為能力の（注）として記載することに変更

(3) 死後離縁をするについての許可の審判事件

ウ 養子の代襲者への通知等

- ・通知，（，陳述聴取及び審判の告知）は，事件記録上その氏名及び住所又は居所が判明している場合に限りするものとするを前提としているので，その旨が分かるように注記

(4) 離縁等による復氏の際の系譜等の所有権の承継者の指定の審判事件

ウ 即時抗告

- ・離縁等による復氏の際の系譜等の所有権の承継者の指定の審判事件については，「6 婚姻に関する審判事件」から移記
- ・即時抗告権者を「当事者」から「離縁の当事者その他の利害関係人」に変更

(5) 特別養子縁組に関する審判事件

ア 管轄

- ・特別養子縁組の申立てについて，注記

イ 手続行為能力

- ・特別養子縁組の成立の審判事件と特別養子縁組の離縁の審判事件に分けて記載するように変更

ウ 陳述聴取

(ア) 特別養子縁組の成立

- ・「親権を行う者」と「後見人」の接続を「及び」から「又は」に変更

エ 審判の告知

(ア) 特別養子縁組の成立

- ・(前注)で，(ア)③及び(イ)②の位置付けを注記
- ・養子となるべき者に対する審判の告知について，なお検討するものとしていた(注)を削除し，養子なるべき者に対して審判の告知を要しないものとする③を追加
- ・「養子となるべき者の父母に対し親権を行う者」と「養子となるべき者の父母の後見人」の接続を「及び」から「又は」に変更
- ・児童相談所等への通知について，注記

(イ) 特別養子縁組の離縁

- ・①につき，「親権を行う者」と「後見人」の接続を「及び」から「又

は」に変更

・②につき、亀甲括弧を付している理由を（注1）及び（注2）に記載  
オ 即時抗告

（ア）特別養子縁組の成立

・①について、「養子となるべき者の父母に対し親権を行う者」と「その父母の後見人」の接続、「養子となるべき者に対し親権を行う者」と「養子となるべき者の未成年後見人」の接続を、いずれも「及び」から「又は」に変更

（イ）特別養子縁組の離縁

・①について、「養子に対し親権を行う者」と「養子の後見人」の接続、「養子の実父母に対し親権を行う者」と「養子の実父母の後見人」の接続を、いずれも「及び」から「又は」に変更

カ 特別養子縁組成立の審判事件を本案とする保全処分

（ア）保全処分の内容

・亀甲括弧の意味を注記

キ 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分

（ア）保全処分の内容

・亀甲括弧の意味を注記

## 8 親権に関する審判事件

（前注）法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会との関係について、記載

(2) 手続行為能力

ア 子の手続行為能力

・従前、「(3) 参加」(注)に記載していた子の参加について、問題点がかかるように記載を変更した上で、手続行為能力の(注)として記載することに変更

(3) 陳述聴取

・「親権を行う者」と「未成年後見人」の接続を「及び」から「又は」に変更  
・15歳未満の子の陳述聴取等について記載した(注1)を追加  
・従前、「(8) 親権又は管理権喪失の宣告」(注)に記載していたものを、(注

- 2) として記載することに変更
- (4) 審判の告知
  - ・「親権を行う者」と「未成年後見人」の接続を「及び」から「又は」に変更
- (5) 引渡命令等
  - ・「金銭の支払」の例示を削除
- (8) 審判前の保全処分
  - ア 親権又は管理権の喪失宣告の審判事件を本案とする保全処分
    - (ア) 保全処分の内容
      - ・ 亀甲括弧の意味を注記
    - イ 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分
      - (ア) 保全処分の内容
        - ・ 本文から〔仮差押え〕を削除
        - ・ ①及び②の亀甲括弧の意味を注記
      - (イ) 陳述聴取
        - ・ 15歳未満の子の陳述聴取等について記載した（注）を追加
- 9 未成年後見に関する審判事件
  - (前注) 法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会との関係について、記載
  - (2) 手続行為能力
    - ア 未成年被後見人の手続行為能力
      - ・ 従前、「(3) 参加」(注)に記載していた未成年被後見人の参加について、問題点分かるように記載を変更した上で、手続行為能力の(注2)として記載することに変更
    - (3) 陳述聴取
      - ・ 15歳未満の未成年被後見人の陳述聴取等について記載した（注）を追加
    - (5) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限
      - ・ 【甲案】の亀甲括弧の意味を注記
    - (6) 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査
      - ・ 未成年後見人解任事由の報告等について注記
- 10 特別代理人選任に関する審判事件

(1) 管轄

- ・③について、(注)において、亀甲括弧の趣旨を説明

11 扶養に関する処分の審判事件

- ・扶養に関する処分の審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とする旨の(前注)を追加

(1) 管轄

- ・従前の①及び②を①に、従前の⑤及び⑥を④に、それぞれまとめて記載

(4) 即時抗告

- ・扶養義務の設定の審判事件、扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件及び扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消しの審判事件等に分けて、それぞれ即時抗告権者を整理して規律

(5) 審判前の保全処分

- ・亀甲括弧の意味を注記

12 相続に関する審判事件

(3) 相続財産の分離の陳述聴取

- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の实质を記載することとして、表現を修正

(6) 即時抗告

ア 権利の承継者の指定の審判事件

- ・従前は「当事者及び利害関係人は」としていたが、その趣旨の实质を記載することとして、「相続人その他の利害関係人は」に表現を修正

(7) その他

- ・従前は「(2) 手続行為能力」として記載していた事項を(注)に移記

13 推定相続人の廃除に関する審判事件

- ・推定相続人の廃除に関する審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とする旨の(前注)を追加

(1) 管轄

- ・ただし書に、遺言で廃除を取り消す意思を表示した場合の審判事件についての規律を追加

(3) 陳述聴取

- ・ 亀甲括弧の記載のうち、「申立人が立ち会うことのできる」との点は、(注)において検討するものとしている事項に含まれるものであるため、削除

(4) 即時抗告

- ・ 推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件に分けて、それぞれ即時抗告権者を整理して規律

14 遺産の分割に関する審判事件

(2) 手続の併合等

- ・ 従前の「(4) 遺産の分割の申立ての公告・参加」の(注1)及び(注2)を、ここに(注1)及び(注2)として記載
- ・ 寄与分を定める処分の申立方法についての(注3)を追加

(4) 遺産の換価処分

ア 換価処分

- ・ ③の「利害関係人」に亀甲括弧を付している趣旨を説明する(注1)を追加

イ 審判の告知

- ・ 従前の「告知〔通知〕」の「〔通知〕」を削除

ウ 即時抗告

- ・ 「利害関係人」に亀甲括弧を付している趣旨を説明する(注)を追加

エ 換価人の報酬

- ・ 従前の「エ 換価人の報告等」の①の規律を、アの(注3)に含めて記載し、エにおいては、従前のエ②の換価人の報酬のみを規律することに変更

(8) 即時抗告

- ・ 遺産の分割の審判事件、遺産の分割の禁止の審判事件及び寄与分を定める処分の審判事件に分けて、それぞれ即時抗告権者を整理して規律
- ・ 利害関係人の即時抗告権について、両案併記から、「利害関係人」に亀甲括弧を付す方法に変更し、その趣旨を説明する(注)を追加

(10) 審判前の保全処分

ア 保全処分の内容

- ・ ①及び②の亀甲括弧の意味について、説明を注記

## 15 特別縁故者に対する相続財産の処分に関する審判事件

### (1) 管轄

- ・従前は「(2) 申立て」, 「(3) 管理人への通知」として記載していた事項を(注)に移記

### (4) 相続財産の換価処分

#### ウ 換価人の報酬

- ・従前の(6)ウ「換価人の報告等」の①を(注)に移記し, これに合わせて表題を「換価人の報告等」から「換価人の報酬」に変更

### (6) その他

- ・従前は「(8) 審判確定の通知」として記載していた事項を(注)に移記

## 16 遺言に関する審判事件

- ・従前は16から18まで別項目として記載していた事項を, 16にまとめて記載

### (2) 陳述聴取等

- ・③の亀甲括弧の意味を注記

### (5) 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件における申立ての取下げの制限

- ・【乙案】について, 従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが, その趣旨の实质を記載することとして, 表現を修正

### (6) 検認調書の作成

- ・従前は「(4) 検認期日の通知」として記載していた事項を(注1)に移記

### (7) 遺言執行者の解任の審判事件を本案とする審判前の保全処分

#### ア 解任の申立てと本人の職務執行停止, 代行者の選任等

- ・①の亀甲括弧の意味を注記

## 第5 家事調停に関する手続

### 2 調停機関

- ・「家事審判官又は裁判官」と記載していたのを「家事審判官（訴訟事件又は家事審判事件が係属している高等裁判所がみずから処理する場合においては, 裁判官。以下同じ。）」に変更。それに伴い, 「家事審判官又は裁判官」

との記載を「家事審判官」に統一

### 3 調停委員会

#### (3) 家事審判官の権限

##### イ 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ

- ・④について、家庭裁判所調査官による調査との関係を整理するために、従前の「相当とする場合を除き」という規律をただし書に移記して表現を修正

#### (4) 家事調停委員の権限

- ・家庭裁判所調査官による調査との関係を整理するために、従前の「相当とする場合を除き」という規律をただし書に移記して表現を修正

### 6 付調停

- ・(注)において、調停に付すことについて当事者から意見を聴くことについて、検討するものとする旨を記載

### 7 調停手続

#### (3) 電話会議システム等

- ・証人尋問等の証拠調べについては電話会議システム等に関する(5)の規律を適用しないことを、(注1)として記載
- ・従前の(3)イの期日における調停の成立の可否等について、(注2)とし、なお検討する旨を記載
- ・①の期日において合意に相当する審判における当事者間の合意をすることができるか否かについて、なお検討する旨の記載を(注3)として追加

#### (4) 家事調停事件の申立て

##### ア 申立ての方式

- ・遺産分割調停の申立てについての規律を(注)として追加

##### イ 併合申立て

- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の实质を記載することとして、表現を修正

##### ウ 裁判長の申立書審査権

- ・申立人が正当な理由なく相手方の不正確な住所の記載について補正命令に応じない場合や、申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場合の対

応について、なお検討する旨の記載を（注）として追加

(5) 手続の〔受継〕

- ・〔受継〕の亀甲括弧の意味を（前注）で説明
- ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合
  - ・当事者の死亡等により手続が中断しないこと等をアの（注）に記載し、従前の「(5) 手続の中断」については独立した項目としないこととして、従前の「(5) 手続の中断」を削除
  - ・③について、受継の申出又は受継の申立てを却下する裁判があること及び受継の申出を却下する裁判に対しては即時抗告をすることができるものとするをより明確にするために、表現を修正
- イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合
  - ・従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の実質を記載することとして、表現を修正

(6) 中止

- ・①について、従前は「審判の申立てがあった事件について調停が係属しているとき」としていたが、②の記載と平仄を合わせて「調停の申立てがあった事件について審判が係属しているとき」に表現を変更
- ・①及び②について、従前は「調停手続が終了するまで」としていたが、「調停事件が終了するまで」に表現を変更し、これによりその趣旨を表すことができることとなったため、括弧内の記載を削除

(10) 嘱託による意見聴取及び事実の調査の実施機関

- ・②について、家庭裁判所調査官による調査との関係を整理するため、従前の「相当とする場合を除き」という規律をただし書に移記して表現を修正

(12) 調停の成立

- ・従前の「エ 調停の脱漏」を削除
- ウ 調停調書の更正
  - ・更正の申立てを不適法を理由として却下した場合の規律が欠けていたもので、③として追加
- エ 調停条項案の書面による受諾

- ・書面による受諾の方法では調停を成立させることができない事件についての従前の②及び（注1）を合わせて、（注1）として記載

(15) 取下げによる手続の終結

- ・（前注）において、調停に代わる審判後の取下げについては、（15）の規律によるものとする旨の記載を追加

(17) 家事審判官だけで家事調停手続を行う場合

- ・合議体により家事調停手続を行うことができることを前提としていることを注記

8 合意に相当する審判

(1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件

ア 合意に相当する審判

- ・「身分関係の存否」を「身分関係の形成又は存否」に修正

イ 当事者

- ・従前の（注2）（「身分関係の当事者であって人事訴訟において被告とすべき者とされていない者があるとしても、当該者を合意に相当する審判の手続における当事者とはしないことを前提としている。」）は、本文による原則どおりの内容であるため、部会での意見も含めて補足説明に記載することとし、削除

(2) 審判

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用

- ・準用の対象となる規律について、第2の2(7)ア(ク)に付していた亀甲括弧を削除

(4) 不服申立て

ウ 異議申立期間

- ・（注）の異議申立権の放棄について、その趣旨を明確にして記載

エ 異議申立てに対する裁判

- ・（ア）に、合意に相当する審判を取り消す審判に対する即時抗告に関する（注2）を追加

(7) その他

- ・人事訴訟法第41条第2項と同様の規律を置くか否か等に関し、なお検討す

る旨の（注）を追加

## 9 調停に代わる審判

### (2) 審判

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用

- ・ 亀甲括弧の意味を説明する（注）を追加

### (3) 不服申立て

ア 異議申立権者等

- ・ 従前ウの（注2）として記載していた検討事項を，アの（注2）とし，一定の事件を除外することの要否の検討についての記載を追加

## 10 家事調停官

### (2) 家事調停官の権限等

- ・ 従前の（注）を，補足説明に記載することとし，削除

## 11 不服申立て及び再審

- ・ 「家事調停手続」を「家事調停手続における裁判」として，不服申立て及び再審の対象を明確化

## 12 記録の閲覧等

- ・ ③の本文全体に亀甲括弧を付す旨の変更
- ・ 従前の①の後段を，⑤として記載
- ・ （注）中の「[合意に相当する審判がされた事件]」を削除し，表現を整理